

浦安市告示第92号

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部を次のように改正する。

別表給食材料費補助事業の項3歳以上児の給食に要する経費の目毎月初日に在籍する特定第3子以降子どもの数の節補助基準額の欄中「1人当たり月額4,500円」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額」に改め、同表延長保育運営費補助事業の項補助基準額の欄中「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に改め、同表に次のように加える。

零歳児保育費補助事業	零歳児の保育を実施するために雇用する保育士に要する経費	4月から9月までの各月初日における零歳児の保育の保育士定数を超えて雇用する保育士の数	保育士1人当たり月額304,700円。ただし、1私立保育所等当たり申請日の属する年度の前年度の3月初日における零歳児の保育士定数以内とする。
------------	-----------------------------	--	--

別表の備考に次のように加える。

- 17 この表において「零歳児」とは、満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。